

紀伊地域半島振興計画の概要

南部東部振興課

1. 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

- 半島振興法の改正（平成27年3月31日公布、同年4月1日施行）により、法期限が10年間延長。
- 法の改正・延長に伴い、紀伊地域（奈良県（※）、三重県、和歌山県）の新たな半島振興計画（平成27年度～平成36年度）を策定。（法第3条第1項）
（※）計画対象地域・・・五條市及び吉野郡の12市町村

(2) 新計画の主な変更内容

- 計画事項の拡充
定住の促進、交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化
- 「奈良県南部振興基本計画」に基づき、内容を充実

(3) 計画策定による税財政措置

	支援内容	対象
国補助事業	・半島振興広域連携促進事業の創設 紀伊半島3県による合同移住フェアを開催	県、五條市及び吉野郡の12市町村
半島振興道路整備事業債	・充当率の引き上げ75%→90% (交付税措置22.5%→27%)	
税制措置	・事業者が取得した機械、建物等に係る国税（所得税、法人税）の割増償却制度による事業者支援 ・設備投資を行った事業者に対して、県及び市町村が地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を減税した場合の減収額を地方交付税で補填	県、産業振興促進計画策定4市町 (五條市、吉野町、大淀町、下市町)

2. 計画の構成及び概要

第1 基本の方針（奈良県、三重県、和歌山県共通）

- 1 地域の概況
- 2 現状及び課題
- 3 振興の基本的方向
 - (1) 基本的方向
 - ①活力と魅力に富んだ地域づくり
 - ②安全・安心な社会づくり
 - ③交流・連携ネットワークづくり
 - (2) 重点施策

交通通信の確保、産業の振興及び観光の開発、就業の促進、医療の確保等、国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 など

第2 振興計画（Ⅱ 奈良県地域） ※3県それぞれの地域計画

- 1 交通通信の確保 【拡充】
 - ・紀伊半島アンカールートの早期整備、地域における公共交通の確保
 - ・災害に強い情報ネットワークづくり
- 2 産業の振興及び観光の開発
 - ・「食」と「泊」を売り出すオーベルジュ等の整備及びネットワーク化の推進
 - ・全ての材を搬出して多用途に供給する林業の推進
 - ・未利用地等（耕作放棄地、放置森林）の有効活用の促進
 - ・企業誘致の推進（京奈和自動車道御所IC周辺、五條IC周辺等）
 - ・京都府、和歌山県と連携した広域的な自転車道の整備
- 3 就業の促進 【拡充】
 - ・U I Jターンの促進、在宅ビジネスやテレワーク等の在宅就業支援
 - ・空き店舗や廃校等の遊休施設を活用した起業の支援
- 4 水資源の開発及び利用
 - ・「なら水循環ビジョン」による水資源の確保対策
- 5 生活環境の整備
 - ・未利用地等（空家・空店舗）の有効活用の促進（トライアルステイ施設の整備等）
 - ・シェアオフィスなど地域で働くために必要な施設の整備
- 6 医療の確保等 【拡充】
 - ・南奈良総合医療センター整備による医療のネットワーク化
 - ・ドクターヘリの共同利用の継続、県独自のドクターヘリ導入に向けた検討
- 7 高齢者の福祉その他福祉の増進
 - ・地域包括ケアシステムの構築
- 8 教育及び文化の振興
 - ・外国人観光客に対するおもてなし力向上のための人材育成
 - ・県立高校の特色化による全国から南部地域に生徒が集まる魅力ある高校づくり
- 9 地域間交流の促進
 - ・路線バス利用者に対する補助等の交通アクセスの支援
 - ・スポーツ、音楽、芸術イベントの開催（「ムジークフェストなら」の開催等）
 - ・スポーツ施設や自然を活用したキャンプ合宿等の誘致
- 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 【拡充】
 - ・土砂災害対策、道路の防災・減災対策及び老朽化対策の推進
 - ・ヘリポートを併設する陸上自衛隊駐屯地の誘致、県広域防災拠点の整備
- 11 自然環境等の保全と活用
 - ・「奈良県植栽計画」に基づく魅力ある「庭」の整備
 - ・「きれいに暮らす奈良県スタイル」の推進